

3月の税務カレンダー

- ☆2月分源泉所得税住民税の納税・・・3月11日まで
- ☆平成30年分所得税の確定申告・・・3月15日まで
- ☆平成30年分贈与税の申告・・・3月15日まで
- ☆個人の県民税・市町村民税・事業税の申告・・・3月15日まで
- ☆個人事業者の30年分消費税の確定申告・・・4月1日まで
- ☆平成30年1月決算法人の確定申告・・・4月1日まで
- ☆7月決算法人の中間申告(法人・消費)・・・4月1日まで



【税務耳より情報】

「2月23日って何の日？」

答えは、「税理士記念日」です。あまり聞きなれない記念日ですが、これは、税理士法の前身である税務代理法が1942年2月23日に制定されたことに由来します。日本税理士連合会では、1966年に一部税理士会が実施した「税理士総奉仕の日」を全国的な行事として、11月1日を「税理士総奉仕の日」と定め、全国各地で無料による税務相談を実施しました。

「税理士記念日」は、税理士の社会的活動であるこの「税理士総奉仕の日」を基盤に記念日的性格を付与して1969年に制定されました。

この記念日の意義は、税理士の社会的使命とその職能の重要性を再確認するとともに、納税者に対して申告制度の普及と税理士制度の社会的意義を周知することにあります。

普段は、業務に追われ「税理士の社会的使命」を考える時間もなくて過ぎてゆきますが、2019年10月1日から消費税が10%にアップされ、また複数税率制度導入されます。国民生活に打撃を与え、消費が落ち込むことが予想される中、税理士としての使命は、今回の消費税の改正が与える影響を広くお客様に伝え、増税をストップさせることだと痛感しています。

「ストップ！消費税増税！」

今、事務所では、「2019年10月からの消費税10%中止を求める請願」の署名活動を行っています。ご協力を宜しく願います。(所長:柿沼和歌枝)

《社労士法人よりお知らせ》

協会けんぽの健康保険料率・介護保険料率が改定されます

協会けんぽの健康保険料率、介護保険料率は毎年3月に見直されます。今回、健康保険料率は埼玉県の場合9.85%から9.79%に、介護保険料率(全国共通)は1.57%から1.73%に改定されます。実際には平成31年4月納付分より変更になりますので、給与からの控除も原則4月支給時より変更して下さい。賞与の場合は3月支給時より改定になります。

このニュースは、第一経営のHPでも見ることが出来ます。HPアドレスは、<http://www.daiichi-keiei.com/>

詳細は協会けんぽのホームページで確認できます。

協会けんぽ以外の国保組合等は各健保組合に確認をお願い致します。協会けんぽ加入の事業所で個々の保険料について一覧表が必要な場合は、会計担当者を通してお申し出ください。

雇用保険料率については、据え置きの予定となっております。料率等詳細については、来月号にてお知らせいたします。

働き方改革セミナーのお知らせ

平成30年6月29日に、働き方改革関連法案(働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律)が可決成立し、7月6日公布されました。平成31年4月より施行されます。下記日程にて働き方改革についてセミナーを開催します。申込みについては、ファックスにてお願いいたします。

3月28日(木) PM2:00～ 越谷市民会館

3月29日(金) PM3:00～ 川越東上パールビル

《今月のランチのご紹介》

今月のランチは、Café Time(カフェ タイム)熊谷店さんです。(住所:熊谷市小島822 電話048-501-1030)営業時間8:00～19:00(2月26日から営業時間が変更となりました)

とにかく広い建物です。お部屋は、個室が中心で、お子様連れでも広々とゆったりと食事が出来ます。おすすめは、リコッタチーズの入ったふわふわ系パンケーキ!!ランチセットには、パンケーキセットがあって、パンケーキが1枚付きます。女子会やご家族の記念日に利用されては、どうでしょうか。



3/26より、
モーニング8:00～11:00
ランチ10:00～18:00
ラストオーダー19:00閉店
上記のようになります。
ご来店お待ちしております。